兵庫県公報

平成22年7月30日 金曜日 第3号外

行 発 人 庫 県 兵 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

○ 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則(港湾課) ……………

公布された法令のあらまし

●兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第37号)

尼崎西宮芦屋港に設置している西宮利便機能付係留施設について、新たにその管理を指定管理者に行わせる こと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規

則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第37号

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則(昭和36年兵庫県規則第49号)の一部を次のように改正する。 促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表第5尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設並びにこれに隣接する修景護岸、駐車場及び緑地の項の次に次の ように加える。

尼崎西宮芦屋港西宮利便機能付係留施設

西宮市西宮浜1丁目

別表第5東播磨港小型船舶係留施設の項中「二見町」を「二見町南二見及び二見町西二見」に、「尾上」を「尾 上町池田」に改め、同表相生港那波旅客来訪船舶桟橋の項中「那波南本町8丁目」を「那波南本町」に改める。

附則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。